



27 経営 第1068号
平成27年7月14日

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

農林水産省経営局長



農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策の実施について

- 1 農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策については、6月19日に開催された官邸の農林水産業・地域の活力創造本部において、別添の「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」に基づき改善策を進めることについて同本部として確認されました。また、これら改善策については、6月30日に閣議決定された日本再興戦略（改訂2015）にも反映されたところです。
- 2 つきましては、各都道府県・機構において、農林水産業・地域の活力創造本部において確認された「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」に基づいて、別紙の改善策を速やかに講じていただき、農地中間管理機構を早急に軌道に乗せ、確実に実績を上げていただきますようお願いいたします。
- 3 改善策の実行状況については、8月31日までに別紙様式1により、管轄する地方農政局長へ報告していただきたいと思います。なお、報告の内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請することもありますので、御承知おき願います。
- 4 また、8月以降、毎月、平成27年度末（28年3月末）時点での実績見込み等を別紙様式2により御報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



機構を軌道に乗せるための改善策

- 1 機構の役員体制について、法律が求める「役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること」となるよう、農業法人経営者、指導農業士、企業経営者の団体等とよく相談し、ノウハウのある方々がチームとして参加していただく形で再構築を行ってください（27年度上半期目途）。
また、新たな役員体制の下で、今年度の機構の活動方針を決定し、役員名簿（経営能力を有する者か分かるようにすること）とともに公表してください（27年度上半期目途）。
- 2 機構の現地職員及び委託先の市町村等の職員など、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者を質・量ともに十分に配置し、その体制を公表してください（27年度上半期目途）。
- 3 機構が、受け手となる担い手農業者、新規参入希望者等と定期的（毎月又は隔月）に意見交換を行い、その結果（特に意見交換を踏まえて改善した点など）を公表してください（27年度上半期開始）。
- 4 都道府県は、市町村毎の人と農地の状況（本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を毎年度調査・公表してください（27年度上半期目途）。
また、機構理事長や都道府県幹部が市町村長と面談し、機構事業への積極的協力を要請してください。
- 5 都道府県から市町村に対して以下の事項について要請してください（27年度上半期目途）。
 - ① 人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなった場合等には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すこと。
 - ② 市町村が、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うこと。
 - ③ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村が農業者に対するアンケート調査を行い、その結果を公表すること。
- 6 機構の役員・本部職員が、現地で農地集積のコーディネートを行う機構及び委託先の市町村等の担当者等と定期的に（毎月）打合せを行い、農地流動化に向けて適切に進行管理してください（27年度上半期開始）。

- 7 都道府県知事や機構理事長は、自らが前面に立ったPRを展開することなどにより、農地所有者に対し、農地中間管理機構自身が借り手であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にならないように管理されることなどの、機構のスキームを周知徹底してください（27年度上半期開始）。
- 8 都道府県の農地中間管理機構担当部局は、農地整備事業と機構事業がセットで進むよう、予算の要望・配分・実行に関し、農地整備事業担当部局や土地改良区と十分に連携して下さい（27年度上半期開始）。
- 9 都道府県・機構は、市町村等と連携し、農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）による色分けした電子地図を活用して、各地域での話し合いを効果的に進めてください（27年度上半期開始）。
- 10 その他、以下の事項に引き続き留意して事業を推進して下さい。
 - (1) 機構、予算措置、地域での話し合いの3つを適切にリンクさせて成果を上げること。
 - (2) 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
 - (3) 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。
 - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ（農地流動化機運の盛り上がっている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分いない地域など）
 - イ 新規参入企業など、公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
 - ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
 - エ 基盤整備事業からのアプローチ

機構を軌道に乗せるための改善策の実施状況の報告

○ 県
○○県農地中間管理機構

機構を軌道に乗せるための改善策	改善策の実行状況
1 機構の役員体制について、法律が求めめる「役員の過半数が、経営に關し実践的な能力を有する者であると認められること」となるよう、農業法人経営者、指導農業士、企業経営者の団体等とよく相談し、ノウハウのある方々がチームとして参加していただき形で再構築を行つてください（27年度上半期目途）。	(注) 公表済み又は公表予定の役員名簿（様式A）、活動方針を添付。
また、新たな役員体制の下で、今年度の機構の活動方針を決定し、役員名簿（経営能力を有する者か分かるようにすること）とともに公表してください（27年度上半期目途）。	
2 機構の現地職員及び委託先の市町村等の職員など、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者を質・量ともに十分に配置し、その体制を公表してください（27年度上半期目途）。	(注) 公表済み又は公表予定の担当者の体制（様式B）を添付。
3 機構が、受け手となる若い手農業者、新規参入希望者等と定期的に（毎月又は隔月）意見交換を行い、その結果（特に意見交換を踏まえて改善した点など）を公表してください（27年度上半期中開始）。	(注) ① 既に意見交換を実施し、結果を公表している場合は、当該結果を添付するとともに、主な意見を踏まえた改善点を記載。 ② 今後実施する場合は、実施スケジュールを記載。
4 都道府県は、市町村毎の人と農地の状況（本格的な人・農地プランの作成状況、若い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を毎年度調査・公表してください（27年度上半期目途）。	(注) ① 既に公表している場合は、公表内容（様式C）を添付。 ② 今後実施する場合は、実施スケジュールを記載。 ③ 機構理事長や都道府県幹部による市町村長との面談の実施状況を記載。

業への積極的協力を要請してください。

5 都道府県から市町村に対して以下の事項について要請してください。
さい(27年度上半期目途)。

- ① 人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなつた場合には機構に貸し付けることを地域で合意することをを目指すこと。
- ② 市町村が、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うこと。
- ③ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村が農業者に対するアンケート調査を行い、その結果を公表すること。

6 機構の役員・本部職員が、現地で農地集積のコーディネートを行ふ機構及び委託先の市町村等の担当者等と定期的に(毎月)打ち合わせを行い、農地流動化に向けて適切に進行管理してください(27年度上半期開始)。

7 都道府県知事や機構理事長は、自らが前面に立つたPRを展開することなどにより、農地所有者に対し、農地中間管理機構自身が借り手であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にならないよう管理されることなどの、機構のスキームを周知徹底してください(27年度上半期開始)。

8 都道府県の農地中間管理機構担当部局は、農地整備事業と機構事業がセットで進むよう、予算の要望・配分・実行に關し、農地整備事業担当部局や土地改良区と十分に連携して下さい(27年度上半期開始)。

9 都道府県・機構は、市町村等と連携し、農地情報公開システム(通称:全国農地ナビ)による色分けした電子地図を活用して、各地域での話合いを効果的に進めしてください(27年度上半期開

(注) 各市町村毎の、市町村への要請日時、これを踏まえた各市町村の対応状況を記載。

(注) 打合せの実施状況(日時、概要等)及び今後の予定を記載。

(注) 都道府県知事や機構理事長による周知の実施状況、実施方法(媒体)、今後の予定を記載。

(注) 連携のための具体的な取組内容や、実際に連携することになった地区数、更なる連携に向けた今後の予定を記載。

(注) 本システムを活用して具体的に話合いを進めている地区数を記載。

始)。

10 その他、以下の事項に引き続き留意して事業を推進して下さい。
(1) 機構、予算措置、地域での話合いの3つを適切にリンクさせて成果を上げること。

(2) 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
(3) 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。

ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からアプローチ(農地流動化機運の盛り上がりしている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分いない地域など)
イ 新規参入企業など、公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
エ 基盤整備事業からのアプローチ

農地中間管理機構の役員体制

【H27.3末時点】 16名

9名

役職	常勤・ 非常勤の別	氏名	現(前・元)職名	H27年度 継続又は 退任の別	経営に関する実務経験有りと判断した経歴等 該当者には ○印
理事長	常勤	AA AA		継続	
理事	非常勤	BB BB		退任	
理事	非常勤	CC CC		退任	
理事	非常勤	DD DD		退任	
理事	非常勤	EE EE		継続	
理事	非常勤	FF FF		継続	○ (株)OO産業 経営者
理事	非常勤	GG GG		継続	○ (株)OOバス 監査役
理事	非常勤	HH HH		継続	○ 農業法人経営者(野菜Oha)
理事	非常勤	JJ JJ		継続	○ 農業法人経営者(果樹Oha)
理事	非常勤	KK KK		継続	○ 農業経営者(県内女性農業者のリーダー)
理事	非常勤	LL LL		継続	○ 農業法人経営者(大根Oha)
理事	非常勤	MM MM		継続	○ 林業経営者(漁業経営者又は酪農・畜産経営者)
理事	非常勤	NN NN		継続	
理事	非常勤	OO OO		継続	○ 農業法人経営者(水稻Oha)
監事	非常勤	PP PP		継続	
監事	非常勤	QQ QQ		継続	○ 公認会計士事務所 経営者

【27年度新規(予定を含む)】 4名

理事	非常勤	RR RR	OO果法人協会理事	4月～	○ 農業法人経営者(水稻Oha)
理事	非常勤	SS SS	(株)OO代表取締役	4月～	○ 企業経営者
監事	非常勤	TT TT	OO県指導農業士協議会理事	7月～	○ 農業法人経営者(水稻Oha)
監事	非常勤	UU UU	OO県女性農業組織連絡協議会理事	7月～	○ 農業経営者(県内女性農業者のリーダー)

現場でコーディネート活動を行う担当者の体制

合計15名 新規10名 継続5名 (前年は合計〇名)

担当する市町村・地域	氏 名	H27年度継続 又新規の別	現(前・元)職名	機構職員又は機構から 委託した職員の別 ※委託の場合は委託先	連絡先
〇〇市全域	AA AA	継続	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	BB BB	継続	元〇〇県農業公社職員	機構職員	
〇〇市全域	CC CC	継続	元〇〇県農業公社職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	DD DD	継続	〇〇市農業委員会職員	農業委員会職員	
〇〇市全域	EE EE	継続	〇〇町農業委員会職員	農業委員会職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	FF FF	新規	元〇〇JA〇〇課長	JJA職員	
〇〇市全域	GG GG	新規	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	HH HH	新規	元〇〇市農林課長	市町村職員	
〇〇市全域	JJ JJ	新規	元〇〇町農林課長	市町村職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	KK KK	新規	元〇〇農園 代表	市町村職員	
〇〇市全域	RR RR	新規	元〇〇ファーム(株) 代表取締役	機構職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	LL LL	新規	元〇〇県〇〇普及センター職員	市町村職員	
〇〇市全域	MM MM	新規	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	NN NN	新規	元〇〇県〇〇普及センター職員	機構職員	
〇〇市全域	OO OO	新規	〇〇當農組合 代表	機構職員	

市町村毎の人と農地の状況

(様式C)
(ha)

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による
荒廃農地の面積等を記載してください。

(様式C)

(別紙様式2)

27年度 農地中間管理機構実績見込み

単位:ha

都道府県名	平成26・27年度 合計年間集積 目標面積	○月末時点の実績(1年目を含めた累計)		28年3月末の見込み(1年目を含めた累計)	
		機構の 借入面積	機構の 転貸面積	機構の 機器面積 借入面積	機構の 転貸面積
					うち、新規 集積面積

※ 当該報告については、翌月の10日までに提出願います。

別添

農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について

初年度の実績からみた問題点	機構を軌道に乗せるための方策	(補足事項)
<p>1 法人の時代から大きく、変わつておらぬが、旧農地保有者と、十分な意識改革と役職員等の体制になつていらないところが多い。</p> <p>(1) 機構の役員は、県庁OBやJA関係者が多數を占めている実態にあり、旧農地保有者と人時代と比べて意識改革が不十分。</p> <p>農地中間管理機構は、法律上、「役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者」と認められることが、役員構成は、全都道府県合計566人中、企業経営者36人、農業法人経営者23人などとどまっている。企業経営者も農業法人経営者も農業法人ではない県が17県。</p> <p>① したがつて、客が来るのを待つてはいる「不動産屋」ではなく、「デベロッパー」としての意識が十分でない。</p> <p>② 民間のノウハウも活用されていない。</p> <p>機構・県の自己評価でも、民間ノウハウの活用が不十分としているところが、県とともに5割。</p>	<p>1 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求める。</p> <p>（1）農地中間管理機構は、機構を軌道に乗せるべく、真剣に取り組んでもらうため、各都道府県の機構をランク付けし、毎年度実施する。</p> <p>① 初年度（平成26年度）の実績をもとに、各都道府県の機構をランク付けは、このランク付けは、</p> <p>② 各県・機構に対し、2年目（27年度）に機構事業を確実に軌道に乗せるよう要請する。ともに、実績を上げた県について各般の施策について配慮する仕組みを検討する。</p> <p>③ 機構に対し、役員体制の再構築を行い、新体制の下で、2年目の活動方針を決定し、役員名簿（経営能力を有するよう、役員に対する要請）を公表する。</p> <p>④ 機構に対し、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置を行い、その体制を公表するよう、要請する。</p>	<p>農業法人経営者、指導者、団体、チーク士、企業相談していただきくことで参加していなければなりません。</p>

(2) 現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置が十分でない。

機構・県の自己評価でも、現場のコーディネート活動を行うところが、機構・県とともに3割のみ。

⑤ 機構に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と定期的に（毎月又は隔月）意見交換を行い、その結果を公表するよう、要請する。

市町村に対するアンケート調査の結果、
・ 現場のコーディネート活動を行う職員等の体制が十分と回答した市町村は2割のみ。
・ 機構が現場のコーディネート活動を行なう職員の活動状況を把握していると回答した市町村は3割のみ。

(3) 結果として、機構が軌道に乗っているとは言えない。

アンケート調査の結果、
・ 市町村のうち、機構が軌道に乗っていないと回答した市町村が8割。
・ 農業者（法人・指導農業士）のうち、機構が軌道に乗っていないと回答した農業者が8割。

(4) なお、機構としての体制整備が相当進んでいる県であっても、各地域の人・農地プラン等の話合いの熟度等との関係で、数字の面での成果があがるのにある程度の時間かかることを考慮する必要がある。

2. 人・農地プラン（市町村が作成）など、
地域において、ままと農地を機構貸し
出す方向での話合いが進んないことが多い。

(1) 地域内の農業者等の話合いが十分に行われず、
人・農地プランが、人・農地問題の解決のための本格的なプランにならないところが多い。

人・農地プランには、スーパー「資金の無利子化や青年就農給付などのメーリット措置があり、このためだけに人・農地プランを作成している地域もある。

アンケート調査の結果、
○ 市町村のうち、多くの地域で本格的な人・農地プランになつているとの回答が3割、一部の地域で本格的な人・農地プランになつているとの回答が3割、本格的なプランになつていないとの回答が4割。

○ 市町村のうち、人・農地プランを農地流動化に活用しているとの回答は4割のみ。
○ 農業者のうち、本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答は3割のみ。

2. 人・農地プランの本格化に向けた見直し進じ
など、地域内まとつた農業者の話合いを着実に進
め、機構がまつた農地を出し手の掘り起こしを行う。

(1) 市町村・農業委員会の真剣な取組を促すため、

- ① 市町村毎の人・農地の状況（本格的な人・農地の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を、県が毎年度調査上、公表する。
- ② 市町村に対し、人・農地プランの見直しなつた場合意するこことを目指す。市町村には、農地所有者が耕作できなくなることを機構に貸し付けることとする。
- ③ 市町村に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うよう、要請する。
- ④ 農地流動化の機運が乏しい地域について、市町村に対し、農業者に対するアンケート調査を再度行い、結果を公表するよう、要請する。

平成24年度以降これまでに行つたアンケートの結果では、多くの地域では、総論として、将来は担い手が不十分で耕作放棄地が増大するしながら、

各論では、自らの経営は現状どおりとする結果となつておらず、総論としての地域の将来への危機感を共有し、自らの経営についてもそれに即して考えてもらうことが必要。

⑤ 今回の農業委員会改革で創設される「農地利用最適化推進委員」を活用して、農地の出し手の掘り起こしを行う。(平成28年度から順次施行)

(2) 機構や県が各市町村等の人・農地の状況を十分把握していない。

機構・県の自己評価でも、各市町村等の機関・農地の状況を十分把握していないところが、機構の6割、県の5割。

アンケート調査の結果では、市町村のうち、機構が市町村に丸投げとの回答が6割。

(3) 農地の出し手・地域に対する補助金が、機構への貸付けの拡大には貢献しているものの、地域の話合いの促進や担い手への農地集積への貢献度が弱い。

任意組織としての集落営農（これも担い手として力عون）を法人化することで、所有者→集落営農（任意組織）の作業委託を所有者→機構→集落営農（法人）のリースに変更しているケースがある。

推進委員設置前は農業委員に応じて対応していく必要があります。

県・機構と市町村・農業委員会・その他の委託先の十分な連携が必要です。

28年度予算からの適用に向けて検討を進めています。
では、当該県の担い手の利用面積の拡大分については、算出した金額（面積×上限単価）の範囲内で、各県が当該補助金の単価等を自由に調整できるようになります。

3. 農地の所有者が農地の賃付けに踏み切れない。

(1) 農地所有者のリース先はあくまで農地中間管理機構であり、リース料は確実に支払われ、ま
た耕作放棄地にもならない仕組みであるが、まだ、この趣旨が十分に徹底していない。
アンケート調査の結果によれば、受け手である担い手農業者には機構の周知は8割程度進んで
いるが、出し手への周知は必ずしも十分でないと見られる。

(2) 自分が耕作しながら、他人に農地を貸すことについての心理的抵抗感がある。

(3) 転用を期待して、農地を貸すことに対して消極的になつている。

3. 農地の所有者の農地中間管理機構への農地賃付けのインセンティブを強化する。

(1) 県知事や機構理事長が前面に立ったPRを開するなど、農地所有者に対し、農地中間に確
実に支払われ、耕作放棄地にならないよう機構のスキームを周知徹底する。

(2) 固定資産税など農地に係る負担を大きくする仕組みを検討する。

(3) 農地転用利益の地域農業への還元などについて、検討を進める。

昨年の税制改正要望の際の経緯も踏まえて、28年度税制改正に向けて検討を進めています。

現在、農村振興局において「農地流動化」
の促進の観点からの転用規制のあり方について、
28年度中を目標に中間取りまとめの予定。

4. 農地中間管理機構と農地整備事業との連携が十分でない。

- 平成26年度の農地整備予算については、平成25年11月末までの地域要望に対し予算配分を行つたため、平成26年3月に法律が施行された農地中間管理機構を意識した配分が行われなかつた。

4. 農地中間管理機構と農地整備事業との連携のための仕組みを構築する。(措置済み)

- ① 昨年10月21日付けの、経営局長・農村振興局長連名通知で、「農地整備予算については優農地中間管理事業のモデル地区内の事業を最先して配分する」こととした。今後、機構がらみの地域への配分を更に高める。

農地整備事業の配分についてせん農地中間管理機構担当が必要です。

農地整備事業の配分についてせん農地中間管理機構担当が必要です。

- この結果、27年度には、関連公共予算(農業競争力強化基盤整備事業)341億円、簡易な基盤整備事業である「農業基盤整備促進事業」225億円)のうち、3割が機構がらみの地域に配分される見込み。
- ② 27年度からは、農地中間管理機構のみを対象に簡易な基盤改善事業(100億円)を創設した。

同上

5. 農地集積・集約化に向けた地域の農業者等の話し合い等のベースとなる農地情報の電子地図システムが整備されていない。

5. 農地情報の電子地図システムを構築する。
(措置済み)

平成25年度補正予算により、農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）を構築した。

- ① 機構・市町村等に対し、**色分けした電子地図を活用して各地域での話合いを効果的に進めよう、要請する。**
- ② システムが整備されたことを全国レベルで大きくPRし、新規参入希望者を含め、関係者の関心を高める。

6. その他

- (1) 優良事例を横展開する。
- ① 各県から優良事例を集めて、優良事例集を作成し、公表する。
 - ② 26年度に続き、全県・全機構を集めて、優良事例についての研修会を行う。
- (2) 引き続き、各県・機構に、以下を強く要請する。
- ① 機構、予算措置、地域での話し合いの3つを適切にリンクさせて成果をあげること。
 - ② 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく、「デベロッパー」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
 - ③ 現場でコーディネートに当たる職員等の体制(質・量)を充実させること。
 - ④ 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。
 - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からアプローチ(農地流動化機運の盛り上がりがついている地域、耕作放棄地など)
 - イ 新規参入企業など、公手のニーズへの徹底対応

農業法人等の分散農地の交換による集約
化ニーズへの徹底対応
工 基盤整備事業からのアプローチ

(3) 食料・農業・農村基本計画でも明示された
担い手への各種施策の集中の方針を堅持する。